

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本学術振興会

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 利益剰余金の処分については、独立行政法人日本学術振興会法第20条に則り、適切に処理している。 なお、本法人は土地・建物等の固定資産は有していない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外にも、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 該当なし
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 本法人は、自社ビル等の不動産を保有しておらず、事務所は賃貸である。また公用車(運転手を含む)も保有していない。さらに、平成23年2月に、一番町にあった2つの事務所の集約化・合理化を行った。その結果、年間の賃貸料約2億円の節減を実現した。 また、管理部門経費について、効率的・効果的な執行を徹底し経費削減を進め、本法人の本来業務に充当することにより、我が国の学術研究の推進に寄与しているところである。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	○ 北京研究連絡センターについては、引き続き大学等との共同利用を推進している。 バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所と平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。 平成23年4月より宇宙航空研究開発機構バンコク事務所との会議室の共用を開始し、継続している。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 本法人は、自社ビル等の不動産を保有しておらず、事務所は賃貸である。また公用車(運転手を含む)も保有していない。さらに、平成23年2月に、一番町にあった2つの事務所の集約化・合理化を行った。その結果、年間の賃貸料約2億円の節減を実現した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定)に基づき、随意契約について内容を精査し、真にやむを得ないものを除き、随意契約から一般競争入札への移行を図っている。また、一般競争入札において、一者応札となった契約については、入札情報の工夫、公告期間等の確保、履行期間の確保、競争参加要件の見直しに関する周知徹底等の見直しを図っている。</p> <p>【22年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 735,568千円(43.0%)、競争性のない随意契約 974,027千円(57.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 63件(63.0%)、競争性のない随意契約 37件(37.0%)</p> <p>【23年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 651,711千円(42.3%)、競争性のない随意契約 888,238千円(57.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 61件(71.0%)、競争性のない随意契約 25件(29.0%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、日本学術振興会と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p> <p>また、ホームページ上に入札公告を掲載するなど入札情報の工夫をしているほか、公告期間等の確保、履行期間の確保、競争参加要件の見直しの周知徹底等を図っている。そのほか、「契約の公表に関する取扱いについて」を定め、一定額以上の契約については、契約締結の翌日より1年間ホームページに公表するなど、契約等の情報公開に取り組んでいる。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	○ 該当なし
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 共同調達の可能性を検討するため、国や他の独法の実施状況について情報を収集している。実施については、コスト縮減の費用対効果を見極めて検討する。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ 該当なし
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 本法人の実施する事業は、大学等の研究者が行う学術研究の振興を目的とする事業であり、競争入札等にはなじまないと考えているが、HP再構築に係る業務については、効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 随意契約見直し計画や契約監視委員会等の取り組みを通じて、調達の在り方を見直しているところである。当分科会における当具体的方策については、当具体的方策の検討状況を見ながら、今後検討する。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○ 特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じて、役員報酬規程及び職員給与規程を改正し、平成24年4月から以下の措置を講ずることとした。 【役員】本給月額、期末・勤勉手当の減額支給(9.77%)等を実施 【職員】本給月額の減額支給(本給の級により、9.77%・7.77%・4.77%に区分)、期末手当・勤勉手当の減額支給(9.77%)等を実施 なお、人事院勧告に準じて、役員報酬規程及び職員給与規程を改正し、平成24年3月から役員報酬の改定・職員俸給表の改定を実施した。平成23年度の較差分については、平成24年6月期末手当にて調整する。

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 平成16年の給与実態調査(対国家公務員指数125.6)を踏まえ、給与改定の実施や給与体系等の見直しを実施した結果、本年の同指数は114.8となり、着実に給与水準の削減が図られているところである。なお年齢・地域・学歴勘案したラスパイレス指数は99.8となり、国家公務員と同等以下の給与水準となっている。</p> <p>なお、これまで以下のような措置を講じてきている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施している。 (主な改正 15年度△1.09%、17年度△0.3%、平成18年度△4.8%、平成21年度△0.2%、平成22年度△0.1%、平成23年度△0.2%) 2. 給与体系等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・給与格付の引き下げ〔平成16年7月、平成18年4月、平成20年4月、平成22年4月〕 ・給与水準の引き下げ(俸給表の見直し) 〔平成18年度〕(△4.8%)、〔平成21年度〕(△0.2%)、〔平成22年度〕(△0.1%)、〔平成23年度〕(△0.2%) ・管理職員手当の見直し(本給月額20%→16%～20%)〔平成18年度〕 ・管理職員ポストの削減(課長職△1)〔平成19年度〕 ・職員の昇給号俸数の抑制〔平成20年1月～〕を実施。 3. 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 <p>対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記方策を実施することにより平成24年度において年齢勘案で114程度を目標とし、引き続き、ラスパイレス指数の引き下げに努める。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき公表している。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準の検証においては、監事監査において特に個別に説明し、厳格なチェックを受けた。具体的には、書面監査だけでなく担当者のヒアリングを実施することで、国家公務員の給与水準にも留意しつつ、給与、諸手当等に係る規程等の改正の状況など、給与水準の妥当性の検証を行い、厳格に監査を実施している。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。」とされたことを踏まえ、毎年度の事業報告書にも明記し、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会及び文部科学省独立行政法人評価委員会においても、業務実績の一つとして給与水準について事後評価を受けている。</p> <p>なお、給与水準のチェックに資するため、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)に基づき、当法人の「役職員の報酬・給与等について」を毎年度公表している。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 平成24年度においては、既存事業の徹底した見直し、効率化等により一般管理費については対前年度△3%の効率化を達成することとしたほか、その他の事業費(競争的資金を除く。)については、対前年度△1%以上の業務の効率化を図ることとして、平成24事業年度計画予算を策定した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費に関しては、レクリエーション経費・慶弔見舞金等に関して、法人からの支出は行っていない。労働安全衛生法に基づく健康診断費用、産業医等の人件費、人間ドック、インフルエンザに係る予防接種の一部補助、永年勤続表彰の経費を法定外福利厚生費として支出している。永年勤続表彰に関しては、国及び他法人の動向を見つつ、引き続き検討することとしている。</p> <p>職員の諸手当に関しては、諸手当の適切性に関して、検討の結果、俸給の特別調整額(振興会における管理職手当)は、現在の職員構成で試算をしたところ、現状においては国と同様の定額制を導入するよりも、定率制の方が人件費を抑えられるため現状では定率制を維持することとし、定額制の導入については引き続き検討することとしている。</p> <p>なお、給与振込費は金融機関との交渉により無償としている。また、海外出張旅費など、旅費規程については国家公務員と同一の取扱いをしているが、さらに運用において、より割引率の高い航空運賃等の利用を徹底させている。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 当法人が実施する事業は、研究者や学術研究機関の支援を目的としているものであり、概算要求等の積算の段階から、支援内容を明確にすることで事業の重複を排除するとともに、支援の目的、支援研究者(機関)数、支援対象等についても明示しているところである。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 監査体制については、主計課監査係による会計経理面の日常的なチェックを実施した上で、業務及び会計経理全般における監事監査を実施する体制を整えているところである。監事監査にあたっては、監査室が補佐することとしている。また、平成22事業年度より、独立行政法人通則法第40条により文部科学大臣から選任された会計監査人による法定監査を受けており、適切に内部統制が実施されているかについても監査を受けている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 該当なし</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 寄付金の確保に努めながら、運営費交付金に依存することなく、国際生物学賞や各種寄付金事業を実施しているところである。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 該当なし</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 振興会の事業においては、事業ごとに研究者等学識経験者からなる第三者委員会を設置して、二段階によるピア・レビューを実施するなど、審査・評価を公平・公正に行っているところである。また、審査・評価終了後には、審査委員の名簿を公表し、透明性の確保に努めている。 質の高い審査・評価システムを構築するため、第一線の研究者から構成される学術システム研究センターにおいて、各種事業の審査委員候補者案の作成や審査結果の検証・分析などを実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 本法人が実施する科学研究費補助金事業、特別研究員事業、国際交流事業等の各種事業においては、それぞれの事業に応じて、中間評価、進捗状況評価、事後評価を実施しており、評価に係る報告書や評価結果等はホームページに掲載し、広く公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	理化学研究所

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 今中期計画中に処分することとされていた「駒込分所」を平成22年度に売却し、独立行政法人通則法の規定に基づき、譲渡収入の政府出資分及び簿価超過額(計1,552,021千円)を平成23年度末に国庫納付した。この他民間等出資者への払戻手続等についても、手続を進めている。</p> <p>○ 理研内部の検討委員会「支分所等整理合理化検討委員会」において「板橋分所」についての議論をこれまでに5回実施し、資産処分を踏まえた代替措置など具体的な検討を進めており、本中期目標期間末までに、所要の結論を得ることとしている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当なし ※不要な施設等は保有していないため</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 不動産・物品等の資産全般において、定期的に調査を行う等自主的に見直している。 具体的には、独法評価の事後評価等において資産の見直しを行っているところ。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 東京事務所については、平成22年度末に海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構と同一のビル内に移転し、会議室の共用化を図った。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間△15,927千円縮減された。</p> <p>○ 中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を開設。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を開始した。</p> <p>○ シンガポール事務所については、引き続き、科学技術振興機構の事務所と会議室等の施設を共用する(平成21年7月から実施)。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>(再掲) ○ 東京事務所については、平成22年度末に海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構と同一のビル内に移転し、会議室の共用化を図った。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間△15,927千円縮減された。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>-----</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>(再掲)</p> <p>○ 中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を開設。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を行っている。</p> <p>○ シンガポール事務所については、引き続き、科学技術振興機構の事務所と会議室等の施設を共用している(平成21年7月から実施)。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし</p> <p>※職員研修施設・宿泊施設は有していない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 「駒込分所」を平成22年度に売却。さらに、「板橋分所」の処分について、本中期目標期間末までに結論を出すべく、検討しているところ。</p>
<p>3. 取引関係の見直し</p> <p>① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 調達においては、真にやむをえないものを除き一般競争入札等競争性のある契約へ移行している。なお、平成23年度は小額随意契約を除いた契約件数は2,769件でありこのうち87.3%(2,417件)が競争性のある契約であった。平成23年度は東日本大震災を受けた装置類について制作者へ修理を依頼する等といったやむを得ない随意契約が発生したため、平成22年度(90.1%)より2.8%の減少となっているが、今後も契約の適正化に向けて努力を続けていくこととしている。</p> <p>(金額ベース(単位:千円))</p> <p>一般競争等:27,963,335千円(64.9%)、競争性のない随意契約:15,102,088千円(35.1%)</p> <p>(件数ベース(単位:件))</p> <p>一般競争等:2,417件(87.3%)、競争性のない随意契約:352件(12.7%)</p> <p>また、一者応札・応募の改善を図るべく、応札者を過度に限定するものでないかを点検することを目的として、平成22年10月より研究経験のある第三者が仕様を確認する体制を整備した。さらに、調達情報の周知拡大を図るべく、平成23年2月より供給業者等へ調達情報を配信するメールマガジンを開始する等、実質的な競争性の確保に努めているところ。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、理化学研究所と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めるなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 該当なし</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 役員については平成24年4月より「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた取扱を開始し、改正規程を届出・公表した。また、職員についても同法の趣旨を踏まえ、実施に向けて取り組んでいる。なお、職員に対する平成24年6月期の期末手当については支給額の一部を留保する。</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 国民の理解と納得が得られるよう、給与改定や期末手当の見直し等を実施し、これまで中期計画において給与水準の適正化目標として掲げたラスパイレース指数を達成してきたところであり、平成24年度においても直近の指数に係る検証結果を念頭に、政府方針を踏まえた取組を労使協議して進めていく。なお、中期計画に記載したラスパイレース指数の引き下げ目標(平成22年度において120以下)については、達成済み(平成22年度:113.9)である。</p> <p>なお、役職員等給与水準に係る平成24年度公表資料において、講ずる措置として、以下を記述している。</p> <p>【1. 人事院勧告を踏まえた給与改定】特殊法人から独立行政法人へ移行した後も、人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定(15年度△1.09%、17年度△0.3%、19年度+0.29%(若年層限定)、21年度△0.2%、22年度△0.1%)を実施している。また、55歳を超える管理職に対し本給及びこれに連動する手当について1.5%減額調整している。なお、給与構造改革については、労使交渉の関係から国家公務員と比較して1年遅れたが、19年度より平均△4.8%の給与改定を実施している。</p> <p>【2. 手当の改正】(1) 役職手当については、17年度管理職員の役職手当の0.05%引下げ、18年度課長代理級の役職手当の2.5%引下げ、19年度より役職手当の定額化を実施している他、22年度より55歳を超える管理職に対する役職手当及びこれに連動する手当を1.5%減額調整している。また、21年度において住居手当(持家)を廃止している。(2) 平成20年度以降期末手当については、段階的な見直しを行っており、非管理職において累計0.3ヶ月の削減を実施した。管理職については、公務員と同様の引き下げを行っているところ。これに加え、人事院勧告を踏まえ、管理職、非管理職ともに人事院勧告を踏まえた削減を実施している。</p> <p>【3. 労使交渉】給与改定等については、今後も独立行政法人通則法による「職員給与」等、その趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んで行く。</p> <p>【4. 少数精鋭主義の維持】对国家公務員指数の削減のため、現在の事務担当者に代えて、安い人件費で雇用可能な人材を複数名雇用し対処することも考えられるが、従前の業務と同等な業務運営の質を確保することが困難になると共に、総人件費改革の観点も踏まえ、現状の少数精鋭主義を維持していく。</p> <p>【5. 対象職員の範囲】現在、对国家公務員指数の対象職員については、殆どが定年制事務職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用したプロジェクト研究を円滑に進めている。これらをご理解いただき、20年度より年俸額算定に際して賞与相当額を反映している任期制職員が比較対象となった。しかし、年俸額算定に際して賞与相当額のない大多数の任期制年俸制職員は比較対象外のみであり、引き続き、関係省庁へ国家公務員と給与体系の異なる任期制職員についても比較の対象となるよう要望していきたい。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 引き続き、理事長、理事及び監事等の報酬について、個別額を公表していく。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 従前に引き続き、監事監査及び評価委員会において給与水準についてチェックを受け、適正化を図っていく所存。なお、平成22年度の評価委員会においては、「ラスパイレス指数は、前年度と比べ同程度となっており、国家公務員並みの給与引き下げ等の措置が行われており、その結果、中期計画記載の引き下げ目標(120以下)を達成していることを評価する。理研は、世界水準の研究を行っており、その研究を行う人材は世界トップレベルの研究マネジメントを行っている。したがって、研究を支える事務職員についても世界トップレベルのマネジメント能力が必要である。そのような人材は少なく、学歴も高くなる傾向にあり、獲得には相応の待遇が必要となる。このような背景の中、給与水準の算出対象が幹部職員及び基幹職員のみとなっており、給与体系が国家公務員と違うという点のみで、一般職員を比較対象としておらず、この一般職員を比較対象とした場合、ラスパイレス指数は103.5と試算されているところ。このことと現在の日本の財政状況、理研における給与引き下げの状況を考慮した場合、現在の給与水準は適切なものであると評価できる。国民の理解を得られるよう、適正な給与制度の整備や契約の改善に引き続き努めてほしい。」との分析・評価を受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 中期計画において、一般管理費について15%削減(中期目標期間中)、その他の事業費について毎事業年度につき1%以上の効率化を定めており、引き続き適切な執行に努める。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費においては、平成22年3月限りで互助組織に対する支出(平成21年度実績14,969千円)を廃止したのに加え、平成23年3月限りで食堂業務委託費(平成22年度実績41,483千円)を廃止した。さらに、借上住宅の自己負担の見直しを図り、平成24年度からは自己負担率を現行の15%から20%への引上げを実施した。</p> <p>○ また、諸手当については世界的な研究機関としての競争力を発揮するため人件費の範囲内で努力しており、国民の理解を得られるよう、引き続き、適正な給与制度の整備に努めていく。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 前年度の人件費等の支出実績を踏まえて必要経費を精査しているところ。引き続き、費用見積りの明確化に向けた検討を進めていく。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 平成17年度に監事監査の補佐、内部監査、公益通報・相談対応を担う「監査・コンプライアンス室」を設置。毎年度監査規程に基づく内部監査を実施して理事会議等で報告を行ない、組織のコンプライアンスの確保に努めているところ。平成23年度においては、職員のコンプライアンス意識の醸成を目的とした法律セミナーを実施するとともに、研究不正、研究費不正防止に向けた取組みとして、全管理職に対して配付している「研究リーダーのためのコンプライアンスブック」等を活用した研修を実施した。</p>

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ バイオリソース事業において、平成22年4月1日より、営利機関への手数料を値上げ（非営利機関の1.3倍から2.0倍に変更）する等提供手数料の見直しを実施した。これにより、平成22年度の提供手数料収入は対21年度比107%、平成23年度の提供手数料収入は対21年度比114%となった。なお、手数料については引き続き定期的に（3年毎を目途）に見直すこととしている。</p> <p>○ 放射光科学研究事業における料金体系の見直しに向けて、利用者への影響を十分に配慮するため、運営費回収方式による料金算出対象経費の再検討を進めている。一方、平成24年4月より、さらなる成果公開優先利用の促進を図るため、公募時期に限らず随時利用を可能とするビームラインを1本設定し、ユーザー増による利用収入の増加に向けた試行的取組を開始している。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ シンポジウムの開催等寄附が見込める事業については、引き続き、HP等で積極的に寄附を呼びかけている。これらの取組により、平成23年度は、224件、61,341千円の寄附金を受入れた。（平成22年度実績：237件、67,805千円）</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 研究成果の実用化を図るため、実用化コーディネータを配置し、特許等の実施許諾等の技術移転活動を推進するとともに、企業の経営トップに対して、新事業開発に貢献する研究提案を行う等、企業との共同研究の実施による自己収入の拡大を目指した活動を積極的に展開した。</p> <p>これら取組みにより、平成23年度の企業との共同研究による収入は513,380千円拡大した（平成22年度実績：917,591千円、平成23年度実績：1,430,971千円）</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究事業の選定に際しては、平成15年度に設置した、理研内外の有識者で構成される「研究戦略会議」において議論を行い、それらの助言をもとに理事会が研究実施の可否について判断している。</p> <p>○ 研究所全体に対する機関評価については、平成5年度より、国内外の卓越した研究者等を委員とする国際評価委員会（理研アドバイザー・カウンシル：現議長は、Rita Colwell元米国国立科学財団（NSF）長官）を設置し、中期目標期間中に2回開催している。また、各センター等に対する機関評価については、国内外の卓越した研究者等を評価委員とする評価委員会（センターアドバイザー・カウンシル）を設置して、定期的（2～3年毎）に評価を行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 第6回理研アドバイザー・カウンシル（H18年6月）の指摘を踏まえ、中央研究所とフロンティア研究システムを統合して基幹研究所を設立するとともに、企業との連携センターを立ち上げる等の反映を図った。また、第7回理研アドバイザー・カウンシル（H21年4月）の指摘を踏まえ、事務アドバイザー・カウンシルを設置し、事務改革の推進に資する提言を得た。第8回理研アドバイザー・カウンシルをH23年10月に開催し、H24年2月に受領した提言への対応を検討中である。なお、理研アドバイザー・カウンシル及び各センターアドバイザー・カウンシルの評価結果については、報告書完成後、ホームページ上で速やかに公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	宇宙航空研究開発機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>施設等の見直しの結果、以下について不要財産と認識しており通則法令に基づく国庫納付に向け財務省と調整を行っているところ。 (順に、実物／金融／その他資産の別、資産の名称、21年度末時点での簿価額、金銭納付／現物納付の別、国庫納付の見込額(H23年度末簿価)・時期)</p> <p>○ 実物資産 野木レーダステーション 12,614千円 現物納付 11,130千円 財務省現地確認(平成23年8月)を受けて調整及び対応中であり、国庫納付の時期不明</p> <p>○ 実物資産 鳩山宿舎 96,672千円 現物納付 96,629千円 現在東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中(平成25年3月31日まで)であり、被災者が全て退去した後に財務省と現物納付の調整を再開するため、国庫納付の時期不明</p> <p>なお、角田宇宙センター職員宿舎用地のうち不要と認めるものについては、国庫納付の認可を経て平成24年1月27日付で現物による国庫納付を完了した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 野木レーダステーションについては、国庫納付に必要な財務省による現地確認を経て調整及び対応中であり、国庫納付の時期不明。鳩山宿舎については、現在東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中(平成25年3月31日まで)であり、被災者が全て退去した後に財務省と現物納付の調整を再開するため、国庫納付の時期不明。</p> <p>なお、角田宇宙センター職員宿舎用地のうち不要と認めるものについては、国庫納付の認可を経て平成24年1月27日付で現物による国庫納付を完了した。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 各部署に資産責任者を配置しており、これにより資産の利用状況及び特性に精通した者が管理することとなるため効率的な管理が実現できるとともに、資産を使用する部署に管理責任を持たせることとなり、資産の効率的な管理・活用を図っている。また、減損会計を適用することによって資産の利用度や規模の適切性を検証しているところである。</p> <p>○ 保有特許について、10年を迎えるものについては原則として10年以降は維持しないこととしている。10年を迎える前に権利維持確認を行い、実施許諾の可能性について検討の上で、権利維持停止を決定している。</p>

2. 事務所等の見直し

<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 平成24年度末迄に東京事務所(丸の内)及び大手町分室(丸の内)について、整理統合を行い移転し、借上げ費用の一層の削減を図る。</p> <p>○ パリの駐在員事務所については、科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成26年5月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p> <p>○ ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p> <p>○ バンコク駐在員事務所については、日本学術振興会バンコク事務所と会議室の共用を継続している。</p> <p>○ ケネディ駐在員事務所については、「きぼう」組立ミッションの打上げ、日本人宇宙飛行士によるスペースシャトルミッションが完了したため平成22年7月に廃止した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 平成24年度末迄に東京事務所(丸の内)及び大手町分室(丸の内)について、整理統合を行い移転し、借上げ費用の一層の削減を図る。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>-----</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ パリの駐在員事務所については、科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成26年5月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p> <p>○ ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p> <p>○ バンコク駐在員事務所については、日本学術振興会バンコク事務所と会議室の共用を継続している。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 鹿児島厚生施設について平成22年度末をもって賃貸借を終了。職員研修・宿泊施設については、本施設廃止により、事業所内に設けられている宿泊設備を除いて全て廃止された。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 不要財産と認識した角田職員宿舎敷地(一部)について通則法令に基づく国庫納付を行うとともに、野木レーダステーション、鳩山宿舎についても国庫納付に向け財務省と調整を行っているところ。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ 平成23年度においては、引き続き随意契約等見直し計画に基づき、随意契約から競争契約への移行を図った。また、一者応札応募対策として以下の取り組みを継続して実施した。

① チェックシートによる点検

公告前に担当者がチェックシートを用いて、競争を妨げる要因がないか自己点検。また、結果として一者応札・応募となった場合は、担当責任者が評価した上、契約審査委員会でチェックシートを事後点検。

② 業者へのウェブアンケート

競争契約にかかる仕様書を受領した業者を対象に入札に関して意見を求めるウェブアンケートを実施。

③ 公募の公告方法の改善

随意契約前の参加者確認公募の公告において、契約予定相手方名を表示しないこととした。

④ 公告期間確保の周知徹底

十分な公告期間を確保するよう、契約事務マニュアルを改訂し、機構内に周知。

⑤ 電子入札システム

インターネット上で公告、入札説明書の交付、入・開札等の一連の入札手続きを行うシステム。遠隔地の業者が入札に参加しやすくなることで競争性が高まる他、談合機会の減少により透明性が向上する効果がある。また、入札参加者側では他の参加者の有無がわからないため、結果として一者応札となった場合でも、実質的な競争性の確保が期待できる。

⑥ 調達情報配信サービス

JAXAの調達情報をメールで配信するサービス。JAXA側から情報を提供することで、入札参加業者の拡大を図っている。

【平成22年度の状況】

(金額ベース 単位:千円)

競争入札:25,728,593千円(20.6%)、企画競争等:51,615,690千円(41.4%)、随意契約:47,047,793千円(37.8%)※

(件数ベース 単位:件)

競争入札:1,267件(35.3%)、企画競争等:1,636件(45.6%)、随意契約:678件(18.9%)

※ 随意契約のうち2件(約229億円(金額ベースで18.4%))はロケット打上げ輸送サービスに係る契約。打上げ輸送サービスの提供者は我が国に一家社しか存在せず、随意契約によらざるを得ない。

【平成23年度の状況】

(金額ベース 単位:千円)

競争入札:31,432,505千円(28.5%)、企画競争等:33,995,813千円(30.8%)、随意契約:44,845,590千円(40.6%)※

(件数ベース 単位:件)

競争入札:1,294件(36.6%)、企画競争等:1,626件(46.0%)、随意契約:610件(17.2%)

※ 随意契約のうち2件(約224億円(金額ベースで20.3%))はロケット打上げ輸送サービスに係る契約。打上げ輸送サービスの提供者は我が国に一家社しか存在せず、随意契約によらざるを得ない。

	<p>○ 監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会により、随意契約等見直し計画の実施状況フォローアップとして、随意契約及び一者応札・応募案件の点検を受けている。平成23年度には、平成23年6月に行われた契約監視委員会の答申を踏まえ、随意契約の適用を申請する「契約相手方提案書」の様式を改め、契約審査委員会における審査を厳格化するとともに、競争入札の競争を妨げる要因の有無についてチェックシートを用いた審査の強化を行った。当該の審査強化等の実施状況は、契約監視委員会です随意契約及び一者応札・応募案件の点検と併せてチェックを受けている。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、宇宙航空研究開発機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めるなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対応に努める。</p>

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づく官民競争入札等（いわゆる市場化テスト）については、事業の性質や必要性を踏まえて導入を検討する。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的な方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 国家公務員の「国家公務員の給与の改訂及び臨時特例に関する法律」の改正に準拠し、</p> <p>① 人事院勧告に伴う給与改定により役員の本給を平均0.5%減額した。</p> <p>② 国家公務員の給与の臨時特例に伴う役員給与の臨時特例により役員の本給、地域手当及び期末特別手当を9.77%減額した。</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 事務・技術職員のラスパイレス指数を平成22年度において120以下とするという中期計画における目標は1年前倒しで達成した。</p> <p>平成24年度の目標水準は118.8を下回るよう努める。</p> <p>ただし、国家公務員においては国家公務員の給与の臨時特例に関する法律に基づく減額措置が平成24年4月から実施されているが、当機構においては当該法律に準じた減額措置の実施予定時期が異なるため、平成24年度のラスパイレス指数は、減額措置の開始時期により影響を受ける可能性がある。</p> <p>なお、給与水準を適正化するために講じた措置は次のとおりである。</p> <p>①平成23年度から地域調整手当を一律5%（ただし、東京都特別区のみ6%）としている。</p> <p>②国と同様に支給されている特地勤務手当に準ずる手当（種子島：6%、臼田：5%）を、平成21年度より段階的に減額し、平成22年度限りで廃止。</p> <p>③管理職について、国に比べて期末手当支給月数の0.15月削減（6月期0.045月削減、12月期0.105月削減）</p> <p>④平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減（支給単価平成23年度比：平成25年度25%減、平成26年度50%減）を行っている。</p> <p>⑤平成24年3月から、職責手当（管理職手当）を見直し、削減（支給単価平成23年度当初比：約6%減）を行っている。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、個別の額を公表した。引き続き公表を行う。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事は、理事会議や理事長の内部評価に陪席し、業務実績を把握するとともに、独自に事業報告書を含む財務諸表等を書面監査したうえで監査報告を提出している。具体的には、平成21年度には給与水準を重点監査項目として、人事部門での人件費低減の取組内容や情報公開状況の監査を実施しており、平成22年度に引き続き平成23年度にも業務運営の一環として監査している。</p> <p>○ 文科省独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会)を踏まえ、給与水準や人件費について年度計画の事項の一つとして、以下の観点から評価している(一次評価)。一次評価を踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会においても以下の観点から評価している(二次評価)。</p> <p>(1)給与水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> -給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が国民に対して納得の得られるものとなっているか。 -法人の給与水準自体が社会的な理解を得られる水準となっているか。 ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。 <p>(2)総人件費改革への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組開始からの経過年数に応じ取組が順調か。法人の取組は適切か。
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 機構の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費(人件費を含む。なお、公租公課を除く。)について、平成19年度に比べ中期目標期間中にその15%以上を削減し、また、その他の事業費については、平成19年度に比べ中期目標期間中にその5%以上を削減する(ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象としない。)こととしている。平成23年度は、一般管理費は約12%の削減、事業費は約4%の削減となった。目標達成に向けて、平成24年度についても見直し、効率化を進める。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 平成22年度から共済会の事業主負担を廃止し、また、平成22年度末をもって一部の事業所で配布していた食堂施設利用補助券を廃止した。</p> <p>○ また、経費節減のため、銀行振込手数料は、取引銀行との取決めによりゼロとしている。また、海外出張に係る手当は国家公務員より厳格な規定を定め、職員のビジネスクラス利用を認めないこととし、支度金については廃止した。さらに、旅費規程の運用においても相見積もりにより最安値の割安エコノミー航空券を購入することを徹底し、またパック商品の利用を推奨するなどの取組を行っている。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ プロジェクトの遂行に必要な予算は、過去の事業の実績、習熟効果やまとめ買いによる節約効果を考慮の上厳密に算定することとしており、計画開始時には開発費の妥当性について、宇宙開発委員会等のレビューを受けている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、コンプライアンス・ホットラインや内部通報制度等を整備・運用してきている。コンプライアンスを含め、業務に内在するリスクの低減、業務の改善などを目的に、法人設立時から、定常の業務執行部門とは独立して内部監査部門を設置し、毎年理事長承認の計画の下、競争的資金による研究や内部統制の実施状況などについて組織横断的に内部監査を実施し、監査結果を理事長に報告している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 施設設備供用によって追加的に発生する費用は、間接費相当を含めて、基本的に利用者負担となるような利用料金設定としている。(22年度の施設設備供用収入は約2.7億円。)</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 23年度の宇宙教育事業(JAXAが実行委員会等に参画する事業含む)において、16社・計310万円の協賛実績がある。(実行委員会において事業の運営費に充てている。)23年度の宇宙教育情報誌の広告収入として、5社・計82万円の実績がある。(情報誌の増刷費用に充てている。)</p> <p>また、コズミックカレッジ等の青少年対象の教育事業につき、公募等で選定した地域主催者と共催する運営体制をとっており、開催に係る運用経費(会場確保、運営スタッフの確保、事前の周知PR、参加者募集等の開催事務業務)を地域主催者に負担いただいている。特に、企業連携型では前述の負担経費に加え、講師費用や教材費など、かかる費用の大部分を企業側に負担いただきつつ、参加者数の一層の拡大を実現している。(コズミックカレッジ等の開催実績 23年度:225回、参加者数18,598名)</p> <p>さらに、地域のボランティア育成セミナーにおいても、宇宙教育連携拠点やJAXAとの連携協定締結先の大学などを会場とし、会場の確保や事前の周知PRの面での協力をいただき、運営に係る経費及びJAXAのマンパワーの削減を図っている。(宇宙教育指導者セミナー開催実績 23年度:30回、受講者数1,058名)</p> <p>○ 国民の皆さまが日本の宇宙航空分野に何を期待されているのかについて、直接伺い、意見交換をするためのタウンミーティングを実施。開催にあたっては、JAXA単独の開催とせず共催団体を全国から公募する方式をとっており、共催団体には、開催に係る運用経費(会場確保、事前の周知PR、参加者募集等の開催事務業務)をご負担いただくことを要件としている。(開催実績 23年度:15回、22年度:14回)</p> <p>○ 平成24年4月2日よりインターネット等を利用した寄附金の募集を開始した。また、調布、筑波、相模原、種子島の各事業所において募金箱による寄附も募集している。</p>

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ ライセンス供与件数の50件を目標に、マッチング活動、追加研究等を実施し知財活用の拡大を目指している。マッチングにあたっては、特許コーディネーターを活用することにより、積極的に企業へ技術紹介を行うと共に、技術移転マッチングフェアを活用し、特許等、成功事例の紹介を行なっている。また、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)を初め、地球観測衛星データについても、他の知的財産と同様に広く一般利用者に配布することにより、自己収入の拡大を図っている。(22年度実績:約230百万円。)</p> <p>○ 日本実験棟「きぼう」の利用の拡大・多様化を図り、「きぼう」の更なる利用を促進することを目的として、企業等による有償利用を推進し、自己収入の拡大を図っている。(22年度実績約26百万円。)</p> <p>○ 宇宙ステーション補給機(HTV)で開発した近傍接近システムがNASAが調達する民間の輸送機に採用されており、メーカーからロイヤリティ収入を受ける予定である。また、同システムを利用したフライト運用支援業務を米国航空宇宙局(NASA)から受託し、支援を実施している。(22年度実績約59百万円。)</p> <p>○ その他、民間との共同事業や受託事業、設備供用等の取組みによる自己収入の拡大を図っている。</p>
--	---

6. 事業の審査、評価

<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 個別プロジェクトに関しては、科学技術基本計画及び宇宙基本計画(平成21年6月宇宙開発戦略本部決定)を踏まえ、宇宙開発利用に係るプロジェクトを推進しているが、その選択・実施過程において、各研究開発フェーズごとの宇宙開発委員会による評価及び各年度ごとに総合科学技術会議による評価を受けている。</p> <p>○ 学術研究分野のプロジェクトについては、大学の研究者等の外部有識者も参加する宇宙理学委員会、宇宙工学委員会等の委員会において評価を行っている。また、機構の基礎的・基盤的研究計画については、研究推進委員会を設置し、機構内横断的に案件の選定や外部有識者による評価を行なっている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 電波天文衛星のASTRO-Gプロジェクトについては、ミッション実現の中核である高精度大型展開アンテナに技術課題が発生したため、プロジェクトを中断し、宇宙開発委員会の中間評価及び事後評価を受けた。その結果、中止は妥当との評価を受け、プロジェクトを終了(平成23年12月)するとともに、評価結果をホームページ上で公表した。</p> <p>○ 機構内においてもプロジェクトに対し四半期に一度、経営層への進捗報告を行っており、そこで問題が顕在化したプロジェクトについては、経営審査を行い、変更や中止(終了)も含めた判断を行った上で計画を見直している。また、プロジェクトの状況等は、公開ホームページのプロジェクト別サイトでタイムリーに公開している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本スポーツ振興センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 職員宿舎(2件)について、平成24年5月に国庫納付が認可され、納付の手続きを進めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 習志野宿舎(実物資産) <ul style="list-style-type: none"> ・21年度末時点の簿価額 97,400千円 ・現物納付時期については、関東財務局と調整中 所沢宿舎(実物資産) <ul style="list-style-type: none"> ・21年度末時点の簿価額 61,200千円 ・現物納付時期については、関東財務局と調整中 <p>○ 検査・研修施設について、24年度中の国庫納付に向けて、認可申請の手続きを進めている。 (参考)23年度末時点での簿価額 295,200千円</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	○ 同上
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	○ 決算時において固定資産の活用状況や減損について確認を行うなど自主的な見直しを定期的に行うとともに、その結果に対する監事監査も実施している。
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	○ 事務所におけるエネルギー使用量の削減、事務のペーパーレス化、事務用品の一元的な調達などを行うことにより管理部門経費を削減している。
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	○ 東京事務所は保有していない(東京に本部がある)ため、本方針には該当しない。
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	○ 24年度中に、ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	○ 職員研修・宿泊施設は保有していないため、本方針には該当しない。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 検査・研修施設について、24年度中の国庫納付に向けて、認可申請の手続きを進めている。 (参考)23年度末時点での簿価額 295,200千円</p> <p>○ 職員宿舎の立地や活用状況等を踏まえ、不要とした宿舎(習志野宿舎・所沢宿舎)について、平成24年5月に国庫納付が認可され、納付の手続きを進めている。</p> <p>○ この他、決算時において固定資産の活用状況や減損について確認を行うなど自主的な見直しを定期的に行うとともに、その結果に対する監事監査も実施している。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約については、外国での契約等真にやむを得ないものを除き、一般競争入札に移行している。</p> <p>【平成22年度の状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 11,155,695千円(87.8%)、競争性のない随意契約 1,557,249千円(12.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 187件(81.7%)、競争性のない随意契約 42件(18.3%)</p> <p>【平成23年度の状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 21,559,605千円(88.5%)、競争性のない随意契約 2,812,858千円(11.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 185件(79.1%)、競争性のない随意契約 49件(20.9%)</p> <p>なお、競争性のない随意契約の件数が増加している主な理由は、ロンドンオリンピックの開催を控え、マルチサポート事業に係る英国での契約が増加しているためである。</p> <p>○ 併せて、左記の閣議決定を踏まえた以下のような見直しを実施。 ・公告等は法人のホームページを活用するとともに、文部科学省調達情報ホームページに調達情報をリンクさせるなど、広範囲に情報提供の場を確保 ・公告等の期間について、総合評価落札方式及び企画競争の期間を延長(10→20日以上) ・法人内に外部有識者と監事で構成する「契約監視委員会」を設置し、契約状況について定期的な点検を実施</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、日本スポーツ振興センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 独立行政法人会計基準上、当法人には関連法人に該当するものはないため、本方針には該当しない。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 共同調達に関する国及び他法人の取組や検討状況を踏まえ、今後検討する。</p> <p>○ 研究開発事業は実施していないため、本方針には該当しない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ スポーツ施設の管理・運営業務について、平成21年4月から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に定める民間競争入札を導入している。(現契約期間:平成24年4月1日～平成29年3月31日)</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ スポーツ施設の管理・運営業務に関する民間競争入札において、調達手続きにおける競争的対話を実施した。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 役員の報酬について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じて改定を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本給を平均△0.5%減額改定 実施時期:平成24年4月1日 ・6月期特別手当において特例措置の実施 ・臨時特例措置として本給、地域手当、特別手当の減額措置を実施 実施時期:平成23年4月～平成26年3月 <p>○ 職員の給与について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に係る対応は、労使交渉中である。なお、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図るため、勤務評定等による勤務成績を勤勉手当支給額及び昇給に反映させている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ ラスパイレス指数(地域・学歴勘案)が、100以下の水準となることを目標として、社会一般の情勢を踏まえ、人事院勧告等に伴う国家公務員の給与改定を参考として必要な措置を講じていくこととする。</p> <p>【平成23年度 ラスパイレス指数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務・技術職員 对国家公務員 109.4 (地域勘案 100.6、学歴勘案 108.2、地域・学歴勘案 100.3) ・研究職員 对国家公務員 96.6 (地域勘案 93.4、学歴勘案 96.0、地域・学歴勘案 93.0)
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、監事による監査や評価委員会による事後評価において、他法人の状況や年齢構成等を考慮し、給与水準が妥当か確認している。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、次期中期計画(平成25年度～)に向けて、見直しを検討する。</p>

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費は、国家公務員に準じたものとなるよう見直し済 ○ 給与振込経費について、銀行との合意により振込手数料は生じていない。 ○ 海外出張旅費について、国家公務員に準じた規定を整備した上で、割引航空券を使用するなど更なる旅費節減に努めている。 ○ 職員の諸手当は、国家公務員に準じたものとなるよう見直し済</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 具体的な収支見込に基づく年度計画予算を作成し、より効率的な予算執行を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 監事及び内部監査部門である監査室による監査を実施し、監査結果を業務運営に反映させている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 国立競技場における施設利用料の見直し等により自己収入の拡大を図っている。 ○ 代々木競技場について、24年3月に施設利用規程を改正し、売店設置料金に売上比例方式を導入した。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 民間からの寄附金などの増額に努めている。 ○ 西が丘サッカー場における命名権の売却については、命名権及び固定広告物を掲示する権利の包括的な売却を実施し、24年3月に契約を締結した。 ・名称 「味の素フィールド西が丘」 ・期間 5年間（平成24年5月1日～平成29年4月30日） ・対価 年額15,000千円（税抜）</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 国際競技力向上のための研究・支援業務による発明の特許を2件出願中であり、特許権を取得できた場合、ライセンス契約等の可能性について特許維持コスト等を勘案しながら判断する予定である。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 国際競技力向上のための研究・支援業務については、外部有識者で構成する業績評価委員会を実施し、事前及び事後に外部評価を実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 外部評価の結果は、業務に反映させるとともにホームページ上で公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本芸術文化振興会

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上しており、中期目標の最終年度には、決算において額を確定した上で、国庫に返納することとなっている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当なし。不要施設等はない。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 平成20年度からの中期計画に「施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のため、長期的な視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。」ことを既に明記している。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 本部事務所等、当法人の施設は事業に最低限度必要なものである。 ○ 施設の維持管理経費について、国立劇場本館(千代田区)と国立能楽堂(渋谷区)の施設維持管理契約について可能なものを検討し、従来個別に契約していた清掃業務の一括契約化を図った。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当なし。当法人に「東京事務所」はない。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 該当なし。当法人に「海外事務所」はない。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし。当法人に「職員研修・宿泊施設」はない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動など事務・事業を実施する上で真に必要なものに限定して、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要がある。なお、借上げ宿舎については平成23年度で6戸廃止した。</p>

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月24日付け、21文科会第228号、文部科学大臣通知)に基づき、より競争性、透明性の高い入札・契約事務を実施することを目的として20年度契約を基準とした新たな「随意契約見直し計画」を策定し、22年4月に公表した。

○ 同種の、又は各館に共通する物品購入や役務の調達において、契約内容や入札方法の集約化・一元化による効率化を図り、一体的な契約や複数年契約を推進している。

○ 一者応札・応募改善のため、参加資格等の要件緩和や仕様内容の見直し等を行った。

① 仕様書の内容の見直し

・特定の業者しか納入することができない条件を見直した。

② 公告期間の見直し

・一般競争入札について、10日以上としている公告期間を10営業日以上確保した。

・公募については、20日以上としている公告期間を20営業日以上確保した。

③ 入札参加要件を緩和

・過去の納入実績、請負実績等の条件を緩和した。

また、22年度より、入札公告とともに、函面等セキュリティ面において公開することに問題があると判断されるものを除き、原則として参加に必要な入札情報をすべてホームページ等に掲載した。あわせて情報入手後、応札しなかった者がいた場合、その辞退理由の収集を行うなど今後の改善策の参考とする。

○ 契約監視委員会において、定期的に契約の点検を実施し、契約の適正化に努めるほか、民間企業の調達部門経験者の意見の活用も検討する。

○ 平成22年度契約実績

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等4,010,207千円(34.5%)、競争性のない随意契約7,586,330千円(65.5%)

※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約7,586,330千円(平成22年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等230件(62.3%)、競争性のない随意契約139件(37.7%)

※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約139件(平成22年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

○ 平成23年度契約実績

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等4,269,449千円(37.5%)、競争性のない随意契約7,111,321千円(62.5%)

※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約7,111,321千円(平成23年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等199件(59.0%)、競争性のない随意契約138件(41.0%)

※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約138件(平成23年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPIに公表することとしている。

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、日本芸術文化振興会と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人は財団法人新国立劇場運営財団、財団法人国立劇場おきなわ運営財団、財団法人文楽協会がある。文楽協会については文楽公演に関する出演契約となっている。また、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団については業務運営委託契約を締結している。いずれの業務も適切に行われており、当該契約に係る利益剰余金、内部留保は存在しない。</p> <p>○ また、随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、上記関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めするなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 他法人との共同調達の実施については、コスト縮減の効果を見極め検討を進めていきたい。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし。研究開発事業は行っていない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 当法人は我が国の文化政策を実施する中心的拠点として、伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公開を継続的・安定的に実施していく使命を有し民間では実施できない国立劇場ならではの公演事業等を自らの企画制作により行っている。公演事業は伝統芸能の後継者養成事業、現代舞台芸術の実演家研修事業、調査研究事業などと一体的に行っており、官民競争入札については、法人の役割・性格から、導入することが困難である。</p> <p>○ なお、清掃業務については、競争参加資格と仕様内容を見直し、国立劇場本館・国立能楽堂の業務を統合して、H23年4月からH25年3月までの複数年契約で調達を行った。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的な方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 公共サービス改革プログラムを踏まえた、競争性・透明性の確保(随意契約・一者応札の見直し)、調達・契約方式の多様化(総合評価落札方式の改善、競争的交渉方式の導入)及び調達事務の効率化(共同調達ほか)等の契約方法を検討する。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 国家公務員と同様の給与改定を行っており、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」についても同様の改定を行った。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ ラスパイレス指数は102.5であるが、俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、地域勘案のラスパイレス指数は91.6、地域・学歴勘案のラスパイレス指数は89.1であり、100を下回っていることから、平成23年度の事務職員の給与水準は適切なものと認識している。今後も引き続き適正な給与水準となるよう努める。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ ホームページ及び日本芸術文化振興会要覧で、理事長、理事及び監事等の報酬について随時公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与の支給状況等について、監事監査による監査及び評価委員会による評価を行っており、今後も引き続き行うこととしている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第2期中期目標期間(平成20年度から平成24年度まで)については、一般管理費15%及び事業費5%の削減する目標を掲げているところである。第1期中期目標期間(平成15年度から平成19年度まで)においては、一般管理費13%以上及び事業費1%の削減目標を達成した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ これまで互助会に対し、法定外福利厚生費として法人負担分を毎年度支出してきたところであるが、平成22年6月に法人負担分を廃止した。給与振込経費は振込手数料について無料となっている。海外出張旅費については国の支給基準に準じた規程を整備しており、また、航空券についても格安航空券やパックを利用するなど経費の削減に努めている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 年度計画策定段階から適切な見積りを徴取するよう徹底するとともに、財務会計システムの変更に際し、年度計画作成における積算方法や科目を効率化し、経費算定やその執行において、事業担当課並びに主計・契約担当課で適切な管理が行えるよう合理化した。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査に関する要綱を備え、適時実施している。平成23年度は業務及び会計監査1回を行った。</p>

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 該当なし。特定の者が負担して実施する事業は行っていない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 寄付金収入の増加等を図るため、事業への支援の獲得、公演の入場料、施設貸付の増大等に引き続き努力する。</p> <p>・寄付金増額への取組 信託銀行と提携し、社会貢献活動に取組む団体からの寄付を目的とした「社会貢献寄付信託(文化分野)」を開始するとともに(平成23年4月)、寄付受入に向け関係機関と連携し広報活動を行っている。また、新たに「芸術文化振興基金賛助会員制度」を立ち上げ(平成23年7月)、寄付金の増額に向け環境を整備した。</p> <p>・公演への支援・協力獲得 文化庁芸術祭受託・協賛、鑑賞教室公演への自治体・旅行社の後援・協力等の他、特別企画公演(平成23年9月)における「東京文化発信プロジェクト」主催団体との共催、琉球芸能公演(平成24年3月)への2社特別協賛等を得た。</p> <p>・公演入場料の増大 国立劇場開場45周年記念公演(平成23年9月から平成24年4月)を実施した他、歌舞伎、文楽等での上演演目の充実を図った(新歌舞伎、復活、通し、上演機会の少ない優秀作品の上演等)。また、ホームページのリニューアル(平成23年4月)、携帯電話で閲覧可能なホームページの公開(平成23年10月)、メールマガジンの配信等により情報提供の体制を整備するとともに、小学生用の「ぶんらくの本」、「のう・きょうげんの本」や組踊鑑賞教室紹介DVDを作成配布し、観客層の拡大を図った。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 現在保有している特許権等の知的財産はない。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 文化活動等への助成について、助成金の交付を適正に行うため芸術文化に関し広くかつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会を設置するとともに分野別の4つの部会、12の専門委員会を置き、各分野の実情及び特性に応じた審査体制をとっている。また、審査方法や助成活動の決定等について刊行物やホームページ等で公開し、透明化を図っている。</p> <p>○ 文化芸術への助成に係る審査・評価等をより効果的に行うため、文化庁からの補助金事業に関しては、平成23年度から音楽及び舞踊の2分野において、また平成24年度からは演劇及び伝統芸能・大衆芸能の分野に専門家(プログラムディレクター及びプログラマオフィサー)を配置するなど、新たな審査・評価等の仕組みを試行的に行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 今後、(上記のとおり)新たな審査・評価等の仕組みを試行的に行っていくなかで、事業採択時の審査結果の公表や事後評価の実施などの方策を検討する。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本学生支援機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 保有する国際交流会館等及び職員宿舎について検証・見直しを行い、国庫納付又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用するため、平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した仙台第一(宮城県仙台市)、仙台第二(宮城県仙台市)、駒場(東京都目黒区)、祖師谷(東京都世田谷区)、大阪第一(1号館)(大阪府吹田市)、大阪第一(2号館)(大阪府吹田市)、広島(広島県広島市)の各国際交流会館、及び職員宿舎(百合丘第一宿舎(神奈川県川崎市を除く。))については平成23年度末で廃止した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等(7か所、8施設)の譲渡収入については、政府出資の割合分5,928,024千円を平成24年4月に国庫納付した。</p> <p>○ なお、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産が生じた場合には、独立行政法人通則法に従い、国庫納付等必要な手続きを行う予定である。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 平成22年3月に売却した京都国際交流会館及び京都学生支援会館の譲渡収入については、政府出資の割合分95,025千円を平成23年4月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物/金融/その他資産の別:実物 ・資産の名称:京都国際交流会館・京都学生支援会館 ・21年度末時点での簿価額:450,513千円 ・金銭納付/現物納付の別:金銭納付 ・国庫納付額・時期:95,025千円・平成23年4月
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 効率的な事務所等の運営を図るため、保有形態による費用対効果等を考慮しつつ、主たる事務所の在り方並びに都内事務所の移転及び集約化等の方向性の検討を行っているところであり、平成24年度中に結論を得る予定である。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、引き続き必要な調査を行い、保有形態等の方向性について調整を図り、平成24年度中に得る結論を踏まえ、必要となる施設の整備を推進する。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ バンコク事務所については、日本学術振興会バンコク研究連絡センターと平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし(職員研修・宿泊施設は保有していないため)</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 効率的な事務所等の運営を図るため、保有形態による費用対効果等を考慮しつつ、主たる事務所の在り方並びに都内事務所の移転及び集約化等の方向性の検討を行っているところであり、平成24年度中に結論を得る予定である。</p> <p>○ 職員宿舍については、借り上げ宿舍も含めた在り方の具体的な検討を行い、田代宿舍(愛知県名古屋)及びさつき丘宿舍(大阪府枚方市)を平成23年度末に閉鎖した。また、東海北陸支部(分室)(愛知県名古屋)を平成23年度末に廃止した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等、競争性のある契約への移行を進めるとともに、新たに生じた案件についても真にやむを得ないものを除き競争性のある契約を行っている。また、一者応札・一者応募となった契約については、入札参加条件の見直し等の改善を図っている。</p> <p>・主な見直し内容</p> <p>①過去3年間に引続き一者応札・一者応募となった案件:本機構ホームページに公表し事業者の意見招請を行い、より多くの参加事業者を確保できるよう、調達仕様書の変更及び参加条件の緩和を図った。</p> <p>②国際交流会館等管理・運営業務:競争性のない随意契約としていた国際交流会館等の管理・運営業務について、地域毎にブロック化して一般競争入札を実施した。</p> <p>③東京国際交流館設備運転保守管理業務:一者応札であった案件であるが、参加条件において等級の見直し(従来の「A」等級のみから「A」「B」又は「C」等級への変更)及び業務実績(延床面積61,000㎡以上を30,000㎡以上に変更)の緩和を図り、競争性を確保した。</p> <p>・平成22年度契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 4,621,144千円(72.7%) 競争性のない随意契約 1,731,056千円(27.3%) [対前年度276,823千円の減] (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 263件(78.3%) 競争性のない随意契約 73件(21.7%) [対前年度 51件の減]</p> <p>・平成23年度契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 3,274,263千円(70.7%) 競争性のない随意契約 1,357,816千円(29.3%) [対前年度373,240千円の減] (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 203件(75.2%) 競争性のない随意契約 67件(24.8%) [対前年度 6件の減]</p>

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPIに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、日本学生支援機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし(関連法人がないため)</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 保有する国際交流会館のうち合築施設(札幌(北海道札幌市)、金沢(石川県金沢市)及び福岡(福岡県福岡市)の国際交流会館)及び事務所を共有する駒場事務所(東京都目黒区)においては、地方公共団体等と共同で施設の管理運営委託を実施している。また、平成24年度からは他の独立行政法人とコピー用紙の共同調達を実施しているところ。今後、他機関と共同で調達できる案件があれば実施を検討する。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし(研究開発事業がないため)</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 東京国際交流館プラザ平成(東京都江東区)の企画・管理・運営業務及び国際交流会館等の管理・運営業務について、平成20年度から市場化テストを実施しており、市場化テストの実施状況を踏まえつつ、順次対象施設の拡大を図ってきたところであるが、機構における国際交流会館等の設置・運営については、平成23年度末までに廃止することとされた。このことを踏まえ、施設を売却する方向である国際交流会館等の管理・運営業務について、市場化テストの対象範囲及び対象施設の拡大は行わず、平成23年度末までの廃止に向けて一般競争入札による売却を進めた。</p> <p>○ また、次期公共サービス改革基本方針の改定に係る事前協議において、日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務については、次回入札結果を踏まえて、民間競争入札の実施について検討することとされている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。また、本機構に設置している契約監視委員会において、その適切性に関する点検を実施し、その点検結果を踏まえた契約の見直しを行っている。</p> <p>○ 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、本機構ホームページへの掲載、審査基準の競争参加者への配布など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。</p> <p>○ 一者応札・応募への対策として、①入札公告の本機構ホームページへの掲載、②文部科学省のホームページにリンクして情報提供、③調達内容の具体化、明確化、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始までの準備期間を長く確保できるよう日程設定、⑥競争参加資格要件の緩和・改善、⑦参加招請を実施する等の対策を取っている。</p> <p>○ 監事監査において、内部統制や経費の削減状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況等の適正性の監査を実施している。また、監査室において、業務運営の適正性、効率性及び有効性について内部監査を実施するとともに、会計経理の適正性を監査している。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(閣議決定)等に基づき、人事院勧告相当分を平成24年3月から削減するとともに、「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)等の要請に対応し、給与特例法に準じて役員は平成24年5月から、職員は平成24年7月から削減を行った。</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 「独立行政法人日本学生支援機構年度計画」において、平成24年度の人件費に関して、平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとしているが、平成23年度において対17年度削減率△18.9%を達成している。併せて役職員の給与についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等の措置を講じており、ラスパイレス指数については、機構設立時の平成16年度においては114.2であったが、平成23年度においては103.7にまで下がっており、平成24年度においても適正な給与水準の確保に向けて引き続き取り組んでいくこととしている。なお、国に比べ給与水準が高くなっている理由としては、①地域別では、国家公務員に対して地域手当支給割合の高い地域(東京都新宿区・目黒区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市など)に勤務する職員の比率(平成23年度:82.6%←平成22年度:80.3%)が高いこと、②学歴別では、大学卒以上の職員数(平成23年度:82.0%←平成22年度:79.3%)が短大・高校卒の職員数と比較して多く、国家公務員全体と比較して高いこと等が挙げられる。在勤地域・学歴を勘案した平成23年度の比較指標は90.7である。</p> <p>また、事務の集中化等の効率化に伴う職員の削減、業務の外部委託等に伴う職員の削減などの措置を講ずるとともに、管理職を含め組織の簡素化を図りつつ、平成25年度末までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 個人情報保護にも留意しつつ、引き続き、各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については個別の額を公表していくこととしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事定期監査において、国家公務員の給与水準にも留意しつつ、給与等に係る規程等の改正の状況など、給与水準の妥当性について検証を行っている。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。」とされたことを踏まえ、給与水準については、これまで、毎年度の業務実績報告書において明らかにしたうえで、文部科学省独立行政法人評価委員会による事後評価を受けており、平成23年度の給与水準についても、これまでと同様に同委員会からチェックを受ける予定である。なお、給与水準のチェックに資するため、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等にあたっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)に基づき毎年度公表している「独立行政法人日本学生支援機構の役職員の報酬・給与等について」を、同委員会に参考資料として提示する予定である。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第一期中期計画(平成16～20年度)においては、5法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努めるものとして、一般管理費16%以上、業務経費(事業費)9%以上の削減を目標として設定し、目標値を上回って削減した(一般管理費△18.6%、業務経費(事業費)△21.2%)。第二期中期計画(平成21～25年度)においては、法人統合時(平成16年度)の経費削減効果は見込めないものの、第一期中期計画期間と同率の削減目標とし、実質的に第一期を上回る業務の効率化を目標として設定しているが、平成23年度において一般管理費△18.9%、業務経費△17.9%となっており、目標に向けて経費の節減に努めているところである。</p>

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 職員に係る諸手当については、国家公務員に準じたもの、もしくはそれ以下の水準となるよう徹底している。また、法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、人間ドックの内容(検査項目、対象等)等に関して、国家公務員に準じたものとなるよう引き続き実施していく。海外出張旅費については、国に準じた規程により支給することとしているが、実際の運用においては、基本的に、格安航空券等を利用することとしている。なお、給与振込経費については、本機構が負担する経費は生じていない。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 運営費交付金については、中期計画における算定ルールに沿って効率化係数等に基づき削減を行うとともに、事業の見直しに伴う改廃についてその増減を適切に反映するなど、その積算を精査している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 各部から独立し、内部監査を実施する監査室を平成21年4月に新たに設置した。また、平成23年4月に監事事務局を設置し、監事監査と内部監査の役割分担の明確化、連携強化を図っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 機構に設置した外部有識者より構成される「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」による検討結果を踏まえ、研修事業委員会を設置し検討を行い、研修事業のさらなる厳選(平成22年度において4領域11事業であった研修事業について平成24年度から3領域5事業に厳選)を行うとともに、平成24年度から就職・キャリア支援研修会〔専門コース〕を有料化することとした。</p> <p>○ 日本留学試験の受験料について、受益者の負担を適正なものとする観点から、平成23年度実施において韓国、平成24年度実施においてインドネシア及びベトナムの受験料の値上げを行っている(韓国実施に係る受験料の値上げ額:1科目のみ10,000ウォン、2科目以上15,000ウォン、インドネシア実施に係る受験料の値上げ額:10,000ルピア、ベトナム実施に係る受験料の値上げ額:30,000ドン)が、国内実施に係る受験料についても見直しを検討しているところ。また、日本語教育センターが実施する予備教育について、平成23年度の新入生から授業料を値上げ(学納金の値上げ額:1年コース(東京・大阪)15,000円、1年半コース(東京)27,500円、(大阪)15,000円)し、国費の削減を図っているところ(平成23年度における対前年度削減額△12,518千円)。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 主に高校生を対象に奨学金制度を分かりやすく紹介することを目的として作成しているパンフレット「奨学金ガイドブック」を、機構に寄せられた寄附金により作成した(平成23年度における対前年度削減額△3,943千円)。また、寄附金により、経済的理由により修学に困難がありつつも、学術、文化・芸術、スポーツ及び社会貢献の各分野で優れた業績を挙げた学生及び生徒を奨励・支援する優秀学生顕彰事業を実施している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 日本語教育に係る各種教材の出版により、自己収入の拡大を図っているところ(平成22年度における対前年度増加額1,652千円)。また、平成22年度に作成したアラビア語圏留学生のための「留学生のための理科系専門用語辞典」について、平成23年度から市販を開始した。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 私費外国人留学生学習奨励費の成果検証を行うため、平成21年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の進路状況調査(平成22年6月実施、平成22年8月取りまとめ)及び平成22年度学習奨励費活用状況等調査(平成22年11月実施、平成23年5月取りまとめ)を実施した。調査結果については、平成23年度に設置した「私費外国人学習奨励費給付制度成果検証委員会」において分析し、事業の成果検証を行い、平成24年3月に検証結果を取りまとめた。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 大学等から申請されるプログラムを採択して実施している事業等について、平成21年度に採択した学生支援推進プログラムにおいては、大学等の取組に対する評価の実施方法及び公表のあり方について検討し、特に優れた取組を行っている大学等について選定し、他の大学等への参考とするとともに国民への理解増進を図るため、その取組をホームページ上で公表することとした。

○ 中期計画及び年度計画の達成に向けて、毎年度、事務・事業の進捗状況及び課題の確認を踏まえ、実施業務の現状・課題の把握・分析、改善方法等の検討を行っている。なお、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会による平成22年度業務実績評価の結果については、透明性の確保に資するよう平成23年8月26日に機構のホームページで公表した。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	海洋研究開発機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 不要資産が無いため、該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 不要資産が無いため、該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 不要資産が無いため、該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 東京事務所(西新橋)については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所(西新橋)については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 ----- このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 職員研修・宿泊施設が無いため、該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ むつ研究所について、施設の集約化を図り、宿泊施設及び事務棟を平成22年7月に廃止した。その結果、経費が1年当たり9,332千円削減された。
3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 機構ホームページにおいて「入札参加者心得」を掲示することとし、入札への参加条件を広く公表した。この取り組みにより、これまでこうした書類は業者が直接取りに来ていたことに比べ、入札公告の掲示後、すぐに対応出来ることとなり、効率化・合理化がなされるとともに、さらに公開したことにより透明性についても確保した。 (金額ベース(単位:千円)) 平成22年度 一般競争等8,426,559千円(65.0%)、競争性のない随意契約3,945,870千円(35.0%) 平成23年度 一般競争等17,784,779千円(73.3%)、競争性のない随意契約6,483,664千円(26.7%) (件数ベース(単位:件)) 平成22年度 一般競争等372件(57.8%)、競争性のない随意契約272件(42.2%) 平成23年度 一般競争等448件(73.1%)、競争性のない随意契約165件(26.9%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、海洋研究開発機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人との取引が無いため、該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 本法人の実施する研究開発業務は定型化されたものではなく、創造性・独創性等を重視しつつ、非定型業務について継続的かつ機動的に実施するものであり、各機関共通で一般的に実施している横断的業務でもないため、官民競争入札等の対象ではないと考えているが、機構内における清掃や警備業務、受付業務等については、経費効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 業務ネットワーク機器等保守及びセキュリティ監視業務について、民間競争入札を実施することとしている。また、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月閣議決定)に基づき理化学研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構と統合予定のため、本業務の入札については、統合後、平成27年度までに調達の在り方を検討することとしている。</p> <p>平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 平成24年4月より、役員及び一部管理職に対し、「国家公務員の給与の臨時特例法」に準じた給与の減額を開始し、さらに全定年制職員について同7月からの実施を決定したところ(人事院勧告については遡及して実施)。</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 平成22年度は、国家公務員の給与改定に準じて本給を引き下げ、さらに期末手当の支給月数の引下げ等を実施するとともに、管理職職員数を削減した。また、平成22年度は特別昇給についても廃止し、平成23年度より人事評価による抑制的昇給制度を導入した。この結果、中期計画では事務・技術職員の給与については平成22年度におけるラスパイレース指数を116.4未満としているところ、平成22年度の実績として114.1を達成しており、今後とも更なるラスパイレース指数の低減に向けた措置を実施する予定。</p> <p>なお、給与水準の適正化に向けた措置については、監事監査規程等に基づく監事による監査、独法評価委員会の事後評価においてチェックを受けており、検証や取り組みの状況についても公表している。</p> <p>上記の施策を履行し、平成24年度のラスパイレース指数が平成23年度の値(114.5)を下回るよう努める。ただし、国家公務員においては国家公務員の給与の臨時特例に関する法律に基づく減額措置が平成24年4月から実施されているが、機構においては当該法律に準じた減額措置の実施が平成24年7月から実施予定であるため、平成24年度のラスパイレース指数は、減額措置の開始時期により影響を受ける可能性がある。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について(ガイドライン)」に基づき、公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事監査規程等に基づき監事による監査を行い、書面および担当者へのヒアリングを通して厳格にチェックを行っている。また、毎年、中期計画に則り、給与水準について、機構の業務を遂行する上で必要となる事務・技術の資質、年齢構成、学歴構成、人員配置、役職区分、在職地域等を検証した上で、国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間企業との比較等を考慮し、国民の理解を得られる水準となっているか点検を行い、独立行政法人評価委員会にてチェックを受けている。また、検証結果や給与規定等については公表している。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 業務運営全般に係る経費の見直しを行い、その節減については国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、中期目標期間中、一般管理費(人件費を含み、公租公課を除く。)について、平成20年度に比べその15%以上を削減することとしている。また、その他の業務経費については中期目標期間中、既存事業の徹底した見直しを行い、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行うこととしており、着実に進捗している。</p>

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費については、食堂運営費を見直し廃止した。また、給与振込口座については一人一口座化し振込手数料を削減、海外出張旅費については支度料を廃止し、さらに支給区分を国家公務員に準じたものとなるよう改正したうえで、運用においてもバック旅行の積極利用に取り組むなど、更なるコストダウンを図っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 業務計画の策定にあたっては、事前に担当役員へ方針を説明し、計画をチェックしているほか、経営管理部門や経理部門から成る担当チームがコスト削減、業務効率化、過年度の費用実績なども踏まえつつヒアリングを行い、無駄や重複の排除といったコスト管理・プロジェクト管理に取り組んでいる。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 体制や組織は平成21年度に整備を行ったところであり、平成22年度以降は独法評価委の指摘を受けてさらなる作りこみを行うべく、内部統制やガバナンス強化のために「リスクマネジメント基本方針」や関連する規程類を策定したほか、パイロット部署におけるリスク評価、職員向け研修などを行っている。これらは、独立行政法人評価委員会においても独立行政法人の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取り組みとして評価されている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 地球シミュレータの利用料金について、運用にかかる直接経費と一般管理費を加えた額を、提供可能な計算資源量で除算することとし、利用者には適正な負担(ノード・時間当たり3,947円)を求めている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 賛助会制度については、会員向けの情報発信を強化するとともに、会員同士の交流の場や、機構知的財産の事業化に向けたマッチングの機会を設けるなど、メンバーシップの価値向上につながる取組を推進することで、会員企業の増加等に努めているところである。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ プログラム著作権等による知的財産収入は、平成23年度において18,458千円と高い水準を維持しているほか、自己収入の拡大に取り組むために、研究者及び技術者等の知的財産取得に対するインセンティブ向上を図る仕組みを活用しているところである。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 機構が保有する研究船を用いた研究航海公募について、課題選定にあたり有識者からなる第三者委員会が提案審査を行うことで公正性を担保しているほか、応募要領・審査項目・方法を機構のホームページや配布使用に明記、公開し透明化についても図っている。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 毎年実施している機関評価においては、有識者からなる第三者委員会(機関評価会議)のもとで、業務実績について評価するとともに、結果や指摘事項については適宜計画に反映している。なお、当会議は「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく、研究開発プロジェクト評価(研究開発事業に対する評価)もかねており、事業の進捗状況や評価結果についてはホームページにおいて公表している。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立高等専門学校機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 指摘を受けた2団地(長野高専黒姫団地、鳥羽商船高専神奈川団地)については、いずれも後援会からの寄附財産であったことから、売却については両後援会に対し説明を行い、了承を得た上で、平成24年3月30日付けで文部科学大臣に不要財産の処分認可申請を行った。認可後は速やかに、処分に向けた手続きを行う予定としている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 独立行政法人通則法の改正に伴い、平成18年度に売却した富山商船高専の用地にかかる売却益について国庫納付を行った。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 保有資産については、定期的に各高専において管理等を含めた不断の見直しを行っている。また、保有特許についても今後知的財産委員会において見直しを行うこととしている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 本機構の事務所は、東京工業高等専門学校と同一敷地内に設けている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 東京事務所(田町)については平成23年4月30日をもって廃止し、借上面積を縮減した上で、平成23年4月25日より他機関(物質・材料研究機構、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 本機構は海外事務所を保有していない。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 本機構は職員研修・宿泊施設を保有していない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 職員宿舎については、各高専の職員宿舎に対する実態把握・ニーズ把握を行うとともに、効率的・合理的な運用の観点から検討を行っている。</p>
3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 機構内に契約監視委員会を設置し、同委員会における審議をもとに、契約状況の点検・見直しを行っている。 また、その点検結果を各学校に周知徹底するほか、適宜契約マニュアル等の作成・改訂等に取り組むなど、より一層の競争性・透明性の確保に努めている。 なお、競争性のない随意契約298件のうち、283件が光熱水費など供給者が一者に限られているものであり、15件が震災などの緊急の必要により競争に付することができなかったものである。</p> <p>○ 平成22年度 【金額ベース(単位:円)】 一般競争等 10,740,271千円(79.82%)、競争性のない随意契約 2,715,058千円(20.18%) 【件数ベース(単位:件)】 一般競争等 1,163件(79.55%)、競争性のない随意契約 299件(20.45%)</p> <p>○ 平成23年度 【金額ベース(単位:円)】 一般競争等 10,598,298千円(77.6%)、競争性のない随意契約 3,058,422千円(22.4%) 【件数ベース(単位:件)】 一般競争等 951件(76.1%)、競争性のない随意契約 298件(23.9%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立高等専門学校機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 本機構は関連法人を有していない。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○ 業務改善委員会において、各高専の共同調達について検討を進め、実施可能なものから順次実施している。また、平成23年4月に移転した東京連絡所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については共同契約を行っている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 本機構は研究開発事業を実施していない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 以前より警備、清掃等の業務については外部委託を行っているほか、経費効率化の観点から、給与業務の一部についてアウトソーシングを行っており、今後とも国や他法人等の事例を参考にしつつ検討していくこととしている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ、複数年度契約、共同調達方式や総合評価方式の導入を行い、契約の効率化を図っている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)に基づき、労使交渉を経て、平成24年5月から国家公務員に準じ、役職員の本給表の改定(平均△0.23%)を行った。(役員は平成23年4月から平成24年4月までの較差額について平成24年6月の期末特別手当において調整)</p> <p>また、国家公務員に準じた給与減額支給措置(平成26年3月まで平均△7.8%)について、役員は平成24年6月の給与から、職員は平成24年7月の給与から実施。(役員は平成24年4月及び5月の差額について平成24年6月の期末特別手当において調整)</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 本機構の役職員給与に係るラスパイレス指数は84.6(平成23年度)であり、国家公務員と比べて給与水準は高い法人にあたらない。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 引き続き、6月中に公表を行うこととしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については毎年監事に報告し、チェックを行っており、今後も引き続き厳格にチェックを行う。また、独立行政法人評価委員会国立高等専門学校機構部会の年度評価によるチェックも引き続き行っていく。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	

<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 51高専が別々に実施していた「人事給与業務」「共済業務」「支払業務」「資金管理業務」「収納業務」「旅費業務」を平成19年度から順次機構本部で一元処理しており、一括処理による事務の効率化を推進している。なお、国家公務員の改革を踏まえた人件費削減を平成23年度も継続している。</p> <p>毎事業年度の予算配分にあたっては年度計画において設定した削減目標である一般管理費(物件費相当)▲3%、その他業務費(設置基準に定められた教員人件費相当を除く)▲1%を達成するため、必要な削減をし、配分している。</p> <p>また、現在検討中の共同調達(各高専における各種消耗品等やリース物品)の推進や一般管理業務のアウトソーシングの導入等により、さらなる業務運営の効率化に努めている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費については、国家公務員に準じて設定している。</p> <p>給与振込に係る手数料は0円で機構の負担はない。</p> <p>海外出張旅費については、更に経費を削減する観点から、格安航空券を利用している。</p> <p>職員の諸手当については、基本的には国家公務員に準じて設定している。また、専攻科長等手当、衛生管理者手当については国立大学法人を参考に設定している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 運営費交付金については、中期計画における算定ルールに沿って効率化係数等に基づき削減を行うとともに、事業費等については、機構内で所要額の見積りの考え方について検討を行い、必要な経費を積算段階から精査するなど、予算の透明化・合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 高専の業務に精通した事務部長経験者を再雇用して監査室に配置するなど、監査事項の整理や監査事項のチェックシート、公的研究費に関する内部監査マニュアル等作成するなど、内部監査業務を的確に実施する体制の整備に努めている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 受託研究・受託事業等の獲得につとめ、外部資金による収入の拡大を図っている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 産業界からの寄附金による奨学金を設けるなど、寄附等による事業の拡大に努めている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 高専の研究成果をシーズ集としてとりまとめて地域企業に配布するなど、自己収入の拡大に取り組んでいる。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 本機構は複数の候補案件からの選択を要する事業を実施していない。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 本機構は複数の候補案件からの選択を要する事業を実施していない。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	大学評価・学位授与機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 利益剰余金については、平成23年4月から、機構が保有する学術総合センターの一部を他法人に提供し、事務所等の集約・共用化を図ったことに伴い、不要物品の売却を行ったため、平成23年度期末決算においては、26千円の利益剰余金が発生した。なお、当該利益剰余金については、第2期中期目標期間が終了する平成25年度末に国庫納付を行う予定である。</p> <p>○ 機構は大学等の評価業務を行っており、その実務を担うには、大学等の状況を把握した人材を配置する必要があることから、職員は大半が全国の国立大学等(毎年度、概ね40～50機関から70人程度)からの人事交流者(異動サイクルは2年から3年の短期)であり、異動にあたってはその多くが転居を伴う転勤等を行わなければならない職員である。そのため事務・事業の円滑かつ適切な遂行にあたっては、全国規模での職員異動を伴うため、宿舍提供が必要不可欠である。</p> <p>なお、独立行政法人整理合理化計画により、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討するとされているところ、平成23年度の入居率は年間平均91.7%であったため、売却等の措置は行わないこととした。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 職員宿舍が不要となった場合の納付方法について、整理合理化計画においては売却等の措置を検討するとされているが、具体的な納付方法は、入居者が5割を下回った際に検討する。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 機構が保有する実物資産(小平本館、竹橋オフィス、職員宿舍等)及び知的財産は、その必要性について、機構内に設置された自己点検・評価委員会等の場において不断の検討を行い、限られた資産を有効に活用する。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 海外事務所は保有していない。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 職員研修・宿泊施設は保有していない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 機構が保有する小平本館については、大学等評価事業や学位授与事業等の業務を実施するために国から出資された資産であり、職員の執務室の他、会議室は業務実施にあたっての会議や研究会、打合せ等に使用しており、業務を円滑に実施するために必要である。</p> <p>○ 国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化が図られた。</p> <p>○ 機構が保有する職員宿舎について、独立行政法人整理合理化計画により、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討するとされているところ、平成23年度の入居率は年間平均91.7%であったため、売却等の措置は行わないこととした。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。随意契約の状況については、契約監視委員会において競争契約に変更する余地はないか厳格に点検・見直しを行ったことにより、随意契約の件数は、平成22年度は9件だったが、平成23年度は6件となるなど、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施した。</p> <p>○ 1者応札・応募への対策として、①入札公告を機構のウェブサイトに掲載、②機構と文部科学省のウェブサイトを相互にリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p> <p>○ 入札説明書の交付時に事業者に対して、入札への参加・不参加(不参加の場合はその理由)や改善策等についてのアンケート用紙を配布し、回答データの蓄積をすすめており、平成23年度に得られた結果から、応札者の負担軽減のため提出書類の見直しを行った。</p> <p>【平成22、23年度の状況】 (金額ベース(単位:円)) H22年度 一般競争等 204,597千円(78.9%)、競争性のない随意契約 54,709千円(21.1%) H23年度 " 198,387千円(88.0%)、 " 27,173千円(12.0%) (件数ベース(単位:件)) H22年度 一般競争等 30件(76.9%)、競争性のない随意契約 9件(23.1%) H23年度 " 23件(79.3%)、 " 6件(20.7%)</p>

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、大学評価・学位授与機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 西東京地区の国立大学法人等の関係機関において、物品等の共同調達についての検討を行っている。また、竹橋オフィスにおける一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。</p> <p>○ 研究開発事業にかかる調達は無い。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 機構の事業は法第2条第4項にいう公共サービスではないため、官民競争入札等の対象ではないと考えているが、恒常的なルーチン業務のうち、大学等評価事業や学位授与事業等の業務を実施するにあたってのデータ入力等の事務補助業務、情報システム管理運用業務、小平本館の施設管理業務及び清掃業務等については、経費削減・効率化の観点から、一般競争入札により業者を選定し、アウトソーシングを行っている。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。</p> <p>○ 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、機構のウェブサイト及び文部科学省のウェブサイトへの掲載、審査基準を競争参加者への配付など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。</p> <p>○ 1者応札・応募への対策として、①入札公告を機構のウェブサイトに掲載、②機構と文部科学省のウェブサイトを相互にリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 機構の役職員の給与については、平成24年2月、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)が成立したことを踏まえ、国家公務員に準じて給与改定を行うとともに、臨時の減額支給措置を実施している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 機構の給与制度は国家公務員に準拠しており、国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取り組んでいる。なお、平成23年度のラスパイレス指数は98.7であり、平成22年度に引き続き国家公務員を下回る給与水準である。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、機構長、理事及び監事の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、機構ウェブサイトにおいて個別の額を公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事監査において、国家公務員に比べ給与水準が適切であるかどうかについてチェックを行うとともに、年度計画に定めた人件費削減計画どおりに削減がなされているかどうかについて併せてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会においても、その給与水準の適切性について確認している。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 一般管理費(退職手当を除く。)については、前年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、前年度予算に比較して1%以上の削減を図る目標を設定した。なお、人件費については、業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行うことにより、抑制を図っている。</p>

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じ、その実施にあたっては、平成23年度の法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、婦人科がん検診、インフルエンザ予防接種希望者に対する補助等の支出実績がある。また、海外出張においては、極力、安価な格安航空券を手配するなど、海外出張旅費の削減を図っている。</p>						
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするため、機構内で予算ヒアリングを実施し、必要な経費を積算段階から精査するとともに、執行段階においても四半期毎に予算の執行状況に関する調査を実施し、効率的・効果的な執行を行うなど、予算の透明化、合理化を図っている。</p>						
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 平成23年4月より、監査業務に特化した独立の部署として、理事直轄の監査室を設置した。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">(新) 監査室</td> <td style="text-align: center;">← (旧) 企画監査課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">室長1名</td> <td style="text-align: center;">課長1名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査係2名</td> <td style="text-align: center;">企画係4名 監査係2名</td> </tr> </table>	(新) 監査室	← (旧) 企画監査課	室長1名	課長1名	監査係2名	企画係4名 監査係2名
(新) 監査室	← (旧) 企画監査課						
室長1名	課長1名						
監査係2名	企画係4名 監査係2名						
<p>5. 自己収入の拡大</p>							
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 大学機関別認証評価に係る手数料について、民間の認証評価機関とのイコールフットディングを図るとの方針が示されたことを受けて、平成23年度から手数料を引き上げた。</p> <p>○ 省庁大学校修了者への学位授与経費について事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成23年度から国費を投入しないこととした。</p>						
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 協賛等が見込める事業は実施していないが、寄附金募集の案内を機構ウェブサイトへ掲載し、寄附金収入の拡大に努めている。</p>						
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 商標権1件及び著作権(ソフトウェア)6件を保有しているが、全て機構が業務上必要とするものであり、自己収入の拡大につながるような知的財産は保有していない。</p>						
<p>6. 事業の審査、評価</p>							
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、次期中期目標期間に向けた業務のあり方を検討する観点から、外部検証委員会を設置し、当期中期目標期間中の業務の実績についての検証を行っている。今期も外部検証委員会による検証を実施することとしており、大学等評価事業及び学位授与事業において、業務等改善のためのアンケート調査を毎年行うとともに、次期の業務のあり方を検討するためデータを蓄積している。</p>						
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。</p>						

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立大学財務・経営センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学(東京地区)、大阪大学(大阪地区)に24年4月に売却した。 ○ 学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学(東京地区)、大阪大学(大阪地区)に24年4月に売却した。 ○ 学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外にも、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 当センターが保有する実物資産(東京連絡所)は、その必要性について、センター内で不断の検討を行い、資産を有効に活用している。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図ることにより効率的な業務運営を確保し、管理部門経費を削減(年間:8,605千円)している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図ることにより効率的な業務運営を確保し、管理部門経費を削減(年間:8,605千円)している。

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○ 海外事務所は保有していない。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 職員研修・宿泊施設は保有していない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、一般競争入札等に移行している。</p> <p>○ 1社応札・応募への対策として、①入札公告を当センターのホームページに掲載、②文部科学省のホームページにリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p> <p>・平成22年度の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争入札等41,901千円(85.7%)、競争性のない随意契約6,966千円(14.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争入札等9件(81.8%)、競争性のない随意契約2件(18.2%)</p> <p>・平成23年度の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争入札等42,260千円(90.7%)、競争性のない随意契約4,319千円(9.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争入札等10件(90.9%)、競争性のない随意契約1件(9.1%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立大学財務・経営センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人なし</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 東京連絡所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。</p> <p>○ 研究開発事業を実施していない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。講堂・会議室等の管理運営業務については、経費効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。また、当センターに設置されている契約監視委員会において契約の点検等を実施している。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。また、当センターに設置されている契約監視委員会においても契約の点検等を実施している。</p> <p>○ 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、当センターのホームページへの掲載、審査基準の競争参加者への配布など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。</p> <p>○ 1社応札・応募への対策として、①入札公告を当センターのホームページに掲載、②文部科学省のホームページにリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p> <p>○ 監事監査において、内部統制や経費の削減状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況等の適正性の監査を実施し、また、内部監査室を設置し、業務運営の適正性、効率性及び有効性を監査するとともに、会計経理の適正性を監査している。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 当センターの給与制度は国家公務員に準拠しており、国家公務員給与の臨時特例措置を踏まえ、役職員の給与改定を行った。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 当センターの給与制度は国家公務員に準拠しており、国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取り組んでいる。なお、平成23年度の役職員給与に係るラスパイレス指数は107.4(平成22年度:102.5)であるが、これは、千葉県千葉市にある本部と東京都千代田区にある東京連絡所が勤務地となっており、それぞれ地域手当(10%及び18%)が支給されていることから国家公務員と比較した場合、高くなっている。在勤地域を勘案した指数は95.9(平成22年度:96.3)であり、地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員を下回る給与水準となっている。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、理事長、理事及び監事の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、当センターのホームページ等において個別の額を公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事監査において、国家公務員に比べ給与水準が適切であるかどうかについてチェックを行うとともに、年度計画に定めた人件費削減計画どおりに削減がなされているかどうかについて併せてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会において、その給与水準の適切性について確認している。</p>

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 一般管理費(退職手当を除く。)については、前年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、前年度予算に比較して1%以上の削減を図る目標を設定した。なお、人件費については、業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行うことにより、抑制を図っている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 健康診断費用への費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとなっている。また、職員の諸手当については、従来から国家公務員に準じた規則等を制定し、その実施にあたっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 事業費等については、当センター内で所要額の見積りの考え方を十分検討し、必要な経費を積算段階から精査するとともに、執行段階においても予算の執行状況に関する確認等を実施し、効率的・効果的な執行を行うなど、予算の透明化、合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 内部監査については、平成19年度に内部監査室を設置し、業務運営の適正性、効率性及び有効性を監査するとともに、会計経理の適正性を監査している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 該当なし。特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業は実施していない。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 該当なし。協賛等が見込める事業は実施していないが、寄附金募集の案内をウェブサイトへ掲載し、寄附金収入の拡大に努めている。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 該当なし。自己収入の拡大につながるような知的財産は保有していない。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ (複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、)当センターは、効率的な事業実施や実施過程等の更なる透明化を図るため、運営評議会や国立大学財務・経営支援懇談会等有識者から成る第三者委員会を設置し、事業実施後の検証を行うとともに、新たな事業内容等を決定する際にはその検証結果を反映させる等効果的な外部評価の仕組みを導入している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ 該当なし。複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本原子力研究開発機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 原子力機構の保有する資産については、適宜その必要性等について厳しく検証を行っている。不要と認められたものについての具体的な取組状況は、以下のとおり。なお、今後も保有資産の見直しを行っていく。</p> <p>○ 那珂核融合研究所の未利用地は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の実施時期に従って、平成25年度以降に処分を実施する。なお、処分までの間に、地元自治体から要請のあった公共事業による建設発生土を受入れ、有利な条件での処分に効果のある環境整備(整地用の土の確保)を進めつつ、売却処分手続きに着手する。</p> <p>○ 独立行政法人整理合理化計画に基づき平成21年3月に策定した方針等において保有する宿舍317棟3,310戸のうち82棟529戸を廃止し、また同方針に基づき検討した結果8分室のうち4分室を廃止することとしており、このうち撤去等が完了した以下の宿舍跡地(茨城県水戸市ほか)及び廃止した分室について、処分の方針を決定し必要な事務手続きを進めている。</p> <p>(1) 旧第2新原住宅 ①実物 ②土地 ③69,466千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(2) 旧権現山住宅 ①実物 ②土地 ③18,463千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(3) 旧神応寺住宅 ①実物 ②土地 ③41,343千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(4) 旧百樹園社宅 ①実物 ②土地 ③89,694千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(5) 旧南中前厚生用地 ①実物 ②土地 ③9,751千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(6) 旧倉吉寮 ①実物 ②土地 ③24,576千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(7) 旧上灘社宅 ①実物 ②土地 ③133,545千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(8) 旧余戸谷社宅 ①実物 ②土地 ③17,836千円 ④金銭納付 ⑤未定</p>

	<p>(9)旧福吉社宅 ①実物 ②土地 ③7,135千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(10)青山分室 ①実物 ②土地、建物 ③762,699千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(11)夏海分室 ①実物 ②土地、建物 ③88,871千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(①実物／金融／その他資産の別、②資産の名称、③23年度末時点での簿価額、④金銭納付／現物納付の別、⑤国庫納付の見込額・時期)</p> <p>これに加え、老朽化及び入居率が低調な宿舎等については、平成26年度までに段階的な集約化を進め、その結果不要となる宿舎等について処分を行うこととしている。</p> <p>○ 平成21年度は第1期中期目標期間の最終年度であったため、利益剰余金として、397,620千円を国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る</p>	<p>○ 上記宿舎跡地等については、民間出資が含まれることから独立行政法人通則法第46条の2及び第46条の3に基づき売却の上、売却収入を国庫に納付することとし、現在売却手続きを進めているところである。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 貸付資産については、不動産等管理規程において「機構の業務目的に限る場合等」と定めており、規程に則した運用を図っている。新規貸付契約時に規程に則した判断を行い貸付けを決定しているが、契約更新時においても、単に自動延長等とはせず、毎年度内容等を精査の上、改めて契約手続きを行うこととしている。</p> <p>○ 特許等知的財産権の管理については、機構の維持管理等基準に基づき、権利化後一定期間経過時に、産業界における実施の可能性及び機構の事業の円滑な遂行への寄与の観点から、機構内に設置した「知的財産審査会」(年2回開催)において権利の維持又は放棄を審査し、自主的な不断の見直しを行っている。この見直しの結果、平成23年度は206件の特許権を放棄した。</p>
<p>2. 事務所等の見直し</p>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所等の運営について、東京地区での必要な機能及び人員、面積を検討し、東京地区の機能として保有する必要性等の検証を行った。その結果、東京地区に存置すべき機能を必要最小限とすべく、平成23年3月に東京事務所の移転、5月に埋設事業推進センターの東海地区への移転、5月にシステム計算科学センターの東大柏キャンパスへの移転等を順次行い、東京地区の業務拠点から従来の3拠点から1拠点に集約するとともに、フロア面積の縮減や会議室の共用化等、規模、経費の大幅な合理化を図った。その結果、平成22年度との比較で経費が319,460千円減額された。</p> <p>○ システム計算科学センターの運営について、上野における事業を廃止した上で、その機能を東大(柏キャンパス)内へ平成23年5月に移転した。その結果、平成23年度予算で、52,056千円減額された。また、平成24年度は、移転前2カ月の上野の建屋賃借料、原状復帰工事費、引越費用などがさらに削減されるため、平成22年度との比較で211,229千円減額された。なお、本件は平成23年度をもって見直し措置が完了した。</p> <p>○ 埋設事業推進センターについては、主務省と調整してきた実施計画書の策定が終了し、東京地区での業務拠点が不要でなくなったことから、平成23年5月に東海地区へ移転した。その結果、平成22年度との比較で経費が、17,588千円減額された。</p>

<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 東京事務所(内幸町)について廃止し、その機能を、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が139,473千円減額された。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>-----</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 原子力機構は海外事務所としてパリ事務所とワシントン事務所を設置しているが、平成23年4月より、パリ事務所については情報通信研究機構との共用化を実現した。この結果、事務所経費が5,459千円減額された(平成23年度)。また、宇宙航空研究開発機構及び科学技術振興機構と、現契約更新時(平成26年度)に事務所等を共用化することとし、具体的な協議を継続している。ワシントン事務所も、宇宙航空研究開発機構と、現契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 出張者用宿泊施設である分室については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日、閣議決定)等を受けて、原子力機構の保有する8分室のうち、3分室を宿舎に転用、4分室を廃止することとした。具体的には、第2期中期目標期間内に上齋原分室(人形峠地区)については廃止し、榎川分室(敦賀地区)、土岐分室(東濃地区)及び下北分室(青森地区)については、上記整理合理化計画及び平成24年4月3日に行革実行本部が決定した「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」に基づき災害、テロ等を含め政府と連携して迅速な対応が求められ緊急参集する必要がある職員が利用することから宿舎に転用することとし、土岐分室は平成23年度から、榎川分室、下北分室は平成24年度から宿舎に転用した。また、第2期中期計画に従い、青山分室(東京地区)については、平成23年度末をもって廃止した。さらに、東海分室及び阿漕ヶ浦分室(東海地区)については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成21年12月9日付 政策評価・独立行政法人委員会報告)において緊急時やトラブル対応のため東海地区に分室は必要と認められたものの、どちらか一方を存続させることで足りるとされたことから、阿漕ヶ浦分室を廃止し、東海分室に集約化を図った。夏海分室(大洗地区)については、行政刷新会議「提言型政策仕分け」の提言(平成23年11月)を受けて必要性を精査した結果、稼働率が低調なことから、平成23年度末をもって廃止した。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 東京事務所(内幸町)について廃止し、その機能を、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が139,473千円減額された。</p> <p>○ 職員宿舎については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日、閣議決定)を受けて平成21年3月に策定した方針に従い、当時、機構全体で保有する宿舎317棟3,310戸のうち、82棟529戸を閉鎖・廃止することとし、平成24年5月末現在で497戸が閉鎖・廃止とした。残りについても第2期中期目標期間内にそれぞれ閉鎖し、可能なものから売却等の手続に着手することとしている。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ 契約審査委員会において少額随意契約基準額を超える全ての案件について厳格に審査し、競争性のない随意契約については、核不拡散、核物資防護、原子力災害防止等の観点から真にやむを得ないものを除き、平成20年度から原則として一般競争入札等へ移行し、競争性のない随意契約を大幅に減少させた。(競争性のない随意契約件数の割合 平成20年度25.4%→平成22年度7.0%)

また、一般競争入札等についても、実質的な透明性、公平性、競争性、経済性が確保されるよう、以下の取組みを実施した。

- ・公告期間については、従来原則10日以上としていたものを14日以上に、また、総合評価落札方式及び企画競争では原則20日以上とするとともに、仕様書の機構ホームページへの掲載を行った。

- ・入札参加条件については、過度な入札条件を禁止し、複数の業者が入札に参加できるよう入札参加条件を見直した。

- ・発注規模の見直しについては、業務請負契約の仕様内容を見直し、原子力分野における専門性を必要とする業務と専門性を比較的不要としない業務に分類し、それぞれ関連する業務があるものは契約の統合化を実施し、応札者の拡大及び経費削減を図った。

- ・応札業者の参入拡大を図るため、平成24年1月に電子入札を導入した。

- ・平成24年度から以下の取組みを実施することとした。

- ①原則として関係法人との随意契約は行わない。仮にやむを得ず関係法人と随意契約を行う場合は、契約件名、金額、理由をHPにおいて公表する。

- ②国において認められている有資格者を機構の競争参加資格者とするにより、競争参加資格者の拡大を図る。(約4,500社⇒約73,000社に増加)

- ③複数の関係法人からの入札については、工事以外の場合においても、原則として、工事契約における条件を準用し、当該関係法人間で入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある場合は同一入札への参加は認めないこととする。

- ④公認会計士や弁護士等外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会において契約状況を評価いただき、契約業務の改善に反映する。

- ⑤関係法人のみからの応札案件については、件数および契約件名をHPにおいて公表する。

平成22年度の状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争入札等 108,772,968千円(78.9%)、競争性のない随意契約 29,090,177千円(21.1%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等 4,566件(93.0%)、競争性のない随意契約 344件(7.0%)

平成23年度の状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争入札等 100,760,164千円(82.9%)、競争性のない随意契約 20,748,444千円(17.1%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等 4,538件(93.0%)、競争性のない随意契約 344件(7.0%)

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>-----</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>-----</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、日本原子力研究開発機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 平成22年12月に関連法人の利益剰余金の有無について調査を行った。随意契約の徹底した見直し等により、コスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には、当該利得について返還を求めるなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>

④ 調達の見直し

○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。

○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。

今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。

茨城地区の4拠点（本部・東海・大洗・那珂）において共同調達を一般競争入札により行い、経費削減や業務の効率化を図っている。

実施例：平成23年度PPC用紙（A4）売買単価契約 単価0.42円/枚（物価資料 0.63円/枚）、（平成22年度 単価0.43円/枚、平成21年度 単価0.54円/枚）

また、原子力機構は、経費削減を重視した発注を心がけるものの、対象範囲・品目を拡大した調達とすることにより対応可能業者が大手企業に限定されることがないように「官公需制度」にも留意し、広く中小企業も参加できるような公平性のある契約とすることとしたいと考えている。

特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。

イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。

ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。

今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。

○ ア) 少額随意契約基準額を超える全ての案件について契約審査委員会において厳格に審査し、競争性、透明性を確保すべく、応札者を限定するような過度の入札条件を禁止し、複数の業者が入札に参加できるように入札条件を見直した。

○ イ) 契約請求部署において、リースも含め2社以上の見積もりによる価格比較を行っている。また、機構の各部署が保有している分析機器等のインフラの有効活用を図るため、保有部署以外への利用に供することができる機器のリストの見直しを行い、イントラネットに掲載して機構内に周知し、活用を進めた。平成23年度には、震災による機器の故障等により62件の登録を抹消し、登録台数は825台となった。平成23年4月～平成24年1月末の保有部署以外からの利用件数は、約2,100件（平成22年度は約3,400件）であった。

○ ウ) 同一又は類似のものの契約金額等を情報収集し、適正価格の把握に努めている。

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 原子力関連施設を設置する場合、原子炉等規制法に従って許可を受ける必要があり、その運転にあたっては、設置者自らが責任を持って行うことが、許可を受ける際の条件となっている。そのため、官民競争入札による民間事業者が原子力関連施設の管理・運営業務全般を行うことはできないが、内容が比較的定型化・単純化された業務の支援等については、効率化、経費節減を図る観点から、設置者自らの厳格な管理の下に可能な限りアウトソーシングを図っているところであり、今後も必要に応じ進めていく。</p> <p>○ 平成24年度の公共サービス改革基本方針に基づき、下記7事業について、第三者委員会である「官民競争入札等管理委員会」が入札プロセスを管理してプロセスの透明性・中立性・公正性を確保する「民間競争入札」により契約手続きを実施することとし、以下の3事業((1)①、(2)⑤、⑥)について、平成24年度中に民間競争入札により契約手続きを行う。</p> <p>(1)行政情報ネットワークシステム関連業務</p> <p>①基幹業務用シンクライアントシステムの運用支援業務(契約期間:平成25年4月から平成28年3月)</p> <p>(2)独立行政法人の業務</p> <p>①イオン照射研究施設等利用管理支援業務(契約期間:平成26年4月から平成29年3月)</p> <p>②電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務(契約期間:平成26年4月から平成29年3月)</p> <p>③情報セキュリティ対策システム等の運用支援業務(契約期間:平成27年4月から平成30年3月)</p> <p>④大型計算機システム等の運用支援業務(契約期間:平成27年4月から平成30年3月)</p> <p>⑤原子力計算科学プログラム作成業務(契約期間:平成25年4月から平成28年3月)</p> <p>⑥原子力コードの高速化・計算機性能評価業務(契約期間:平成25年4月から平成28年3月)</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 役員については平成24年4月から国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じて役員給与規程を改訂済。職員については国家公務員に準じた減額措置を、平成24年7月から実施する。</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制及び管理職数の縮減等を図り、職員の給与水準の適正化に取り組んでいる。また、当面の目標としては、下記の施策を着実に履行し、平成24年度のラスパイレース指数を平成23年度(115.5)未満としている。なお、下記施策のうち⑤については国家公務員において平成24年4月から減額措置が実施されているが、原子力機構においては平成24年7月からの実施であり、平成24年度のラスパイレース指数は、減額措置の開始時期の違いによる上昇要因がある。</p> <p>(講ずる措置) ○ 平成24年度に見込まれるラスパイレース指数(年齢勘案115.5未満・年齢・地域・学歴勘案124.0) ○ 具体的改善策 ① 給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 ② 国家公務員が新設した本府省手当については導入しない。 ③ 諸手当等の水準について引き続き具体的な検討を行う。 ④ 平成24年度以降管理職数の縮減を図る。 ⑤ 国家公務員の臨時特例に関する法律に準じた減額措置を実施する。</p> <p>○ 給与水準は正の目標水準及び具体的期限 人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図り、当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成24年度の年齢勘案指数を平成23年度(115.5)未満とする。なお、⑤については、国家公務員が平成24年4月から実施されているが、機構においては平成24年7月から実施予定であり、平成24年度の年齢勘案指数は、減額措置の開始時期により影響を受ける可能性がある。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 役職員の報酬・給与等については、公表資料で毎年度公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、監事監査及び評価委員会における事後評価において、類似民間企業と機構との給与水準の比較等の観点から、厳格なチェックを受けている。なお、監事による監査を通じ、原子力機構の平成23年度のラスパイレース指数が目標115.5以下に対し115.5となったことを確認した。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 一般管理費(租税公課除く)、事業費について、平成23年度は、平成21年度に比較して各々6%以上、2%以上削減する目標を設定し、合理化、効率化の取り組みを実施した。その結果、平成23年度は、それらの削減目標を達成した。平成24年度は、平成21年度に比較して各々概ね9%以上、概ね3%以上削減する目標を設定し、引き続き取り組んでいる。</p>

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 健康診断費用、産業医への費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 平成23年11月の『提言型政策仕分け』における多額の予算を執行していることの説明責任を果たすべきである」との評価結果も踏まえ、原子力機構では、25年度概算要求から、概算要求内容については主要な事業単位ごとに要求内容を公表することとしている。</p> <p>○ 特に、高速増殖炉サイクル技術の研究開発に必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整備するため、機構外委員を含む「高速増殖炉サイクル技術予算積算検討委員会」を設置。9月に同委員会を開催し、透明化及び合理化の観点から、積算方法及び削減方策について検証し、平成24年度に必要な経費の積算を行った。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査業務については、監査室を始めとし、的確に実施するための体制維持に必要な組織・要員が確保されている(例:原子力安全監査…安全監査室、情報セキュリティー監査…システム計算科学センター、等)。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 機構の施設・設備を外部の利用に供する場合には適正な対価を徴収することができるのと業務方法書の定めに基づき、施設の運転に係る経費を徴収することを原則として、供用施設の減価償却費、施設保守費、消耗品費、人件費、光熱水費等を踏まえて施設利用料金を設定し、定期的に見直している。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 寄附金の収入増に向けては、HPへの寄附金募集案内の掲載やリーフレットの送付を通じて寄附者の増加に努めるとともに、寄附者を対象に原子力機構の事業についての理解を深めてもらう目的で、事業報告会、施設見学会を実施している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 機構保有特許の産業界での活用を促進するため、「特許・実用新案閲覧システム」を機構ホームページに公開している。また、産学官関連会合等での特許内容及び関連製品紹介、技術相談等により機構保有特許の実施許諾等を促し、特許収入等の拡大に努めている。なお、平成23年度の特許等の収入は18,502千円であった。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 平成18年1月以来、「研究開発・評価委員会」を設置し、研究開発課題の評価と研究開発に関する事項について討議を行っている。各委員会は大学、他機関における関連分野専門家で構成され、理事長から各委員会への諮問により、事前・中間・事後評価の結果が答申されている。

○ 平成18年2月に「経営顧問会議」を設置し、経営の健全性、効率性及び透明性を維持するために客観的、専門的かつ幅広い視点から経営上の重要事項について包括的に助言・提言を受けている。会議は科学者、社会学者、弁護士など多岐にわたる分野の有識者から構成される。これまで11回開催している。

○ 平成18年9月に「研究開発顧問会」を設置し、国際的中核拠点を目指す機構の原子力研究開発の推進に関して研究開発の指導的立場にある有識者から助言、提言等を受けている。顧問会の委員は「研究開発・評価委員会」の各委員長及び民間の研究機関の所長クラスの有識者など各研究開発分野の専門家からなる。過去7回開催している。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 各研究開発・評価委員会における評価結果についてはJAEA-Evaluationとして取りまとめホームページで公開している。

○ 個別研究開発の評価の具体的な一例としては、高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発に関する直近の「中間評価」が、平成21年度に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に則り「地層処分研究開発・評価委員会」により実施され、第1期中期計画期間の研究開発の評価と第2期中期計画以降の提言がおこなわれた。評価結果は、評価報告書(JAEA-Evaluation-2010-001)として機構のHPIにて公開するとともに、第2期中期計画の策定に反映させた。

○ 「経営顧問会議」で用いられた資料はホームページで公開している。

○ 経営顧問会議などの意見を受け、主要4事業への経営資源の重点配分、理事長ヒアリングによる経営管理システムの下での年度計画毎のPDCAサイクルにより、事業の見直しを実施している。